

特定投資家制度に関する期限日

金融商品取引法に基づいて、特定投資家であるお客様が自己を特定投資家以外の顧客として取り扱うようお申し出られた場合および特定投資家以外のお客様が自己を特定投資家として取り扱うようお申し出られた場合、各お申し出に基づくお取り扱い期間の末日は、毎年7月31日とさせていただきます。

アクティス・リミテッド